

令和2年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

政府は、6月21日に「経済財政運営と改革の基本方針2019」を閣議決定した。その中で、「現在の我が国経済は、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を持続させている」としている。そして、日本経済が直面する最大の壁を、人口減少や少子高齢化の急速な進展と指摘した。生産性・成長力の伸び悩み、世界的なデジタル化の流れ、地方経済の活性化、大規模自然災害の頻発など、具体的な課題も多く、持続的な経済成長の実現と財政健全化の達成の両立のため、『新たな時代への挑戦：「Society 5.0」実現の加速』をテーマに掲げ、成長戦略等の強化、ひとづくり革命、地方創生の推進など新たな時代にふさわしい仕組みづくり及び、経済再生と財政健全化の好循環の拡大に取り組む、としている。

一方で、10月7日に内閣府が発表した8月の景気動向指数速報値では、景気の基調判断が前月までの「下げ止まり」から4か月ぶりに「悪化」へ下方修正された。今後は消費税率引上げによる影響など不確定要素について明らかになってくるが、先行きの不透明感は否めない。

令和2年度予算の概算要求では、一般会計の要求総額は105兆円規模に膨らみ、元年度の要求総額の102兆7,658億円を上回り2年連続で過去最大となった。高齢化に伴い社会保障費の伸びが続いたほか、国の借金となる国債費も増加している。地方財政に関しては、地方交付税について本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保することや、交付税率の引き上げについて事項要求された。ただし、概算要求は仮置きに係数であり、経済情勢の推移・税制改正・国の予算編成の動向等を踏まえた地方財政の状況等の検討により調整されるため、今後も動向を注視していく必要がある。

2 五泉市の状況と財政見通し

五泉市は平成18年1月に合併し、人口58,436人でスタートしたが、その後、自然動態、社会動態ともに減少が続き、令和元年5月末には50,000人を割り49,969人となった。13年余りで約8,500人の減少である。出生数に至っては、平成18年は年間382人だったが、平成30年では226人と、合併当初の約6割にまで減少している。

少子高齢化が加速する中、歳入の根幹をなす市税は、個人市民税の増加が見込まれるものの、法人市民税の税率改正による減、市たばこ税の減少など、一段と厳しさを増している。普通交付税においては、合併支援措置が平成28年度から段階的に縮小し、令和2年度には約7,000万円減額され、令和3年度以降措置額はゼロとなる。

一方、歳出においては、合併特例債の発行可能額が無くなり、建設事業に対する一般財源の財政負担が重くのしかかってくる。また、消費税率引上げによる影響、子育て支援拡

充などによる扶助費や特別会計への繰出金の増加、公共施設の老朽化対策などの経常経費の増加が見込まれる。

加えて、複合施設の建設や五泉中央病院への支援、ごみ焼却場建設の負担などここ数年の間に多額の財政需要が集中する。また、県が公表した『行財政改革行動計画』において、県単独補助金及び投資的経費の見直しが掲げられており、当市の施策や財政運営に加え、地域経済や雇用面への影響が懸念される。

このような財政状況に対応するため、市税等収納率の一層の向上と五泉市行財政改革大綱に基づき行財政改革を着実に実行し、事務事業評価による事業の見直しや経費削減、新たな財源の確保につなげる取り組みなどにより、最少の経費で最大の効果を上げ、市民サービスの向上に努めなければならない。

3 予算編成にあたっての基本的な考え方

時代の変化や新たなニーズに対応し、さらなる発展と飛躍を目指す第2次総合計画を着実に実行するとともに、第2次「五泉市まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」に基づき、少子高齢化対策の取り組みをこれまで以上に強化していく必要がある。市民が何を求めているか、自ら感じて、それに応えるためのメッセージ性のある事業を組み立てて要求すること。

厳しい財政状況のなかにあっても、目指す将来像の実現に向けて歩みを進めなければならない。その歩みを着実なものにするため、3つの柱を重点分野として、**事業の選択と集中を行い、メリハリのある、将来を見据えた予算編成**とする。

「予算は政策の具体化である」ことを念頭に、各課において積極的な予算要求をされたい。

予算編成の3つの柱

- 安全安心・心豊かに暮らせる“まち”づくり
- 夢を育み未来のごせんと支える“ひと”づくり
- ごせんに元気と潤いをもたらす“しごと”づくり

**新たなことにチャレンジする気概を持ち、各課長のリーダーシップのもと、
全職員が自らの予算として、次の事項に留意し取り組むこと**

- (1) 予算は通年予算として編成する。なお、年度途中の補正は制度改正に伴うもの、災害復旧など緊急を要するもの、その他真にやむを得ないもの以外は原則行わない予定であること。

- (2) 新規事業や既存事業の拡充は、補助金等の活用はもとより、既存事業の見直しやスクラップアンドビルドを徹底し、必要な財源を確保し要求すること。
- ※様式1「令和2年度新規・拡充／廃止・縮小事業調書」に、それぞれ該当する事業について作成の上、提出すること。
- (3) 第2次総合計画前期基本計画で予定している新たな取り組みについては、計画に遅れることなく実行すること。
- (4) 総合戦略事業の着実な実行のため、継続事業に関しては、数値目標、重要業績評価指標（KPI）に対する検証を確実にを行い、その結果を予算要求に反映させること。
- (5) 漫然と前例を踏襲した予算要求や需要のみを訴え、改善・合理化の工夫がない予算要求は行わず、手法の合理化、運用の改善を図るなど職員の英知を結集し、経費の削減を果たした予算要求とすること。
- (6) 新規事業の予算化（総合戦略事業を含む）については、原則として事業の終期を設定し、後年の負担を明らかにして見積ること。
- (7) 事業名や科目名については、その目的や内容が分かりやすく、PR効果のある表現になるよう工夫すること。
- (8) 議会及び監査委員からの意見や指摘事項などについては、その趣旨を十分検討し要求に反映させること。
- (9) 算定根拠となる人口やサービス対象者の数値を、的確に反映させること。
- (10) 様々な計画を策定しているが、策定をもって終了ではなく、その計画を市民にどう浸透させ、どう活用したら市民のためになるのかを考え取り組むこと。
- (11) 市単独事業については、制度継続の合理性等を必ず整理し、必要に応じて制度改正を積極的に行うこと。
- (12) 国の予算や地方財政計画等が決定していないため、現行制度に基づき編成するが、国の政策決定がなされたものや、国、県の予算案が判明したものは、予算編成途中であっても随時修正すること。
- (13) 国、県の補助事業については、対象となるものは必ず補助要望すること。また、制度変更等にも的確に対応し、補助の打ち切りや補助割合の変更などがあった場合は、

事業の打ち切りや縮小を行うこととし、市単独事業への振り替えは認めない。補助事業であることを理由に安易に事業採択を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招くことのないよう留意すること。

- (14) 県単独補助金について、県は令和5年度までに10%の縮減を目指している（R1.10『新潟県行財政改革行動計画』より）。情報収集に努め、一般財源の持ち出しが増えることの無いよう留意すること。
- (15) 国の予算編成において、裁量的経費について要求の上限が示され、これとは別に重点施策向けの予算要求「特別枠」が設けられている。裁量的経費に計上してきた補助事業を、補助のメニューはそれほど変わらないまま事業統合を行い、「特別枠」で予算要求される場合もあるので、情報収集を行い適切に対応すること。
- (16) 補助金交付にあたり、必要性や費用対効果、補助率等について精査、検証して、「五泉市補助金交付基準」により、徹底した見直しを行うこと。
- (17) 事業の民間委託や指定管理者制度の導入など、費用対効果を見極め活用し、経費の節減等に努めること。
- (18) 事務事業評価を基に、すべての事業について目的及び内容を精査し、市民ニーズや時代に即した内容に改善し、D評価など課内優先度の低い事業は思い切った見直しや廃止をすること。
- (19) 事務事業評価を予算査定の参考とするので、直近の評価表の「事務事業の今後の方向」欄の「評価」と「課内優先度」を、要求書「事業概要欄」に必ず記入すること。
- (20) 特別会計においては、財源を安易に一般会計に依存せず、国、県補助金や自主財源の確保に努めること。さらに、経営の合理化と経費節減に努め、これまで以上に独立採算を徹底して財政健全化を図ること。
- (21) 債務負担行為の設定にあたっては、事前に財政課と協議すること。

(22) 以下の費目は、それぞれ指示する範囲を要求の上限とする。

予算要求枠	対象経費
令和元年度当初予算額の 95%を上限 とするもの	・時間外勤務手当
令和元年度当初予算額を上限 とするもの	・交際費 ・修繕料 ・原材料費 ・消耗品費 ・医薬材料費

※特殊要因がある場合は、上記の額に所要額を加算することができる。

※令和元年度に加算があったものは、加算分を控除した額を基準とする。

4 「歳入」・「歳出」に関する事項について

(1) 「歳入」に関する事項

歳入全般において新規の財源確保策について積極的に提案し、増収に努め財源の確保を図ること。見積りにあたっては、社会経済の動向、国、県の最新情報等を収集するとともに、関係機関と十分協議すること。

市税	<ul style="list-style-type: none"> ○経済情勢や税制改正等の動向を十分勘案し、确实かつ最大限の年間収入見込額を見積ること。税負担の公平を期するため、課税客体等の的確な把握と収納率の一層の向上に努めること。 ○収納率については、近年向上の傾向が見られるが、依然として低い水準にある。更なる向上に向けて取り組み、前年度以上の水準を目指すこと。 ○コンビニ収納について積極的にPRし、利便性の向上に伴う収納率向上を図ること。 ○負担の公平性の観点から、不納欠損が生じることの無いよう収入未済額の解消に最大限努めること。
国・県支出金	<ul style="list-style-type: none"> ○国・県の予算編成の動向や、制度改正を的確に把握して見積ること。 ○確保にあたっては、適合性、必要性および効果等について十分検討を行い、一般財源の負担も考慮して選択的な導入に留意すること。 ○現在実施している事業で、国・県支出金の財源が見込めるものは、積極的に行動し財源として確保すること。
使用料、手数料	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者数の実績等を的確に把握し、年間収入を適正に見積ること。 ○水道料金、下水道料金については、令和元年10月の消費税率引上げ分を遺漏なく見積ること。
市債	<ul style="list-style-type: none"> ○事業の適債性や後年度の財政負担を考慮し、普通交付税が措置される等の市債を活用すること。市債を見積る場合は、必ず事前に財政課と協議すること。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○遊休資産について積極的な処分に努めること。また、暫定的な利用として貸し付けるなどの有効活用を図ること。 ○諸収入等その他の歳入についても、最大限収入の確保に努めること。 ○全職員が、歳入確保のための提案を積極的に行うこと。 ○引き続き一般財源の確保に努め、封筒の有料広告、広報やホームページ広告等の拡大に取り組むこと。

(2) 「歳出」に関する事項

経費の見積りにあたっては、事務事業評価を基に効率的な執行と事務経費の節減を念頭に、再度検討、精査すること。なお、複数の課に関連する事業については、事前に十分な調整を図ること。

※令和2年度より、7節賃金が削除、以降の節が繰上げとなる。要注意。

※令和元年10月に消費税率が10%へ引き上げられた。引き上げに伴う影響額を予算案に遺漏なく反映させること。

<p>人件費</p> <p>01節 報酬 02節 給料 03節 職員手当等 04節 共済費</p>	<p>○総務課から別途通知するので、それに基づき要求すること。</p> <p>○附属機関等の委員報酬については、条例等を確認して適正に見積ること。</p> <p>※会計年度任用職員・臨時的任用職員に係る費用について</p> <p>○新規事業や事業拡充に伴う会計年度任用職員の任用については、すべて総務課と協議すること（継続的、任用形態に変更の無い場合は、協議は必要としない）。</p> <p>○産休・育休代替、長期病欠などの臨時的任用職員についても、総務課と必ず協議すること。</p> <p>○要求にあたっては、参考資料 1「会計年度任用職員・臨時的任用職員の報酬等の予算科目」に記載の科目で要求すること。</p>
<p>旅費</p> <p>08節 旅費</p>	<p>○一般的な行政視察、研修、各種大会等については、内容、効果を精査し取捨選択すること。</p> <p>○附属機関等の視察研修については、特別な場合を除き隔年とする。</p> <p>○全国規模の研修については、特別な場合を除き認めない。</p> <p>○隣接県、関東圏への出張については、日帰りを原則とする。</p> <p>○随行による出張は1名とする。なお、業務内容によっては認めない場合もある。</p> <p>○公用車、フリー公用車を活用すること。</p> <p>○旅費に関する条例に基づき、適正に見積ること。</p> <p>○宿泊を伴う出張は、必要最小限度にすること。</p>
<p>消耗品費</p> <p>10節 需用費</p>	<p>○徹底的な見直しを行い、削減に努めること。</p> <p>○課内で使用しなくなったもの、また、不足しているもの等がある場合は、公開羅針盤を活用して情報を発信し、各課が融通しあいながら効率的な使用に努め、経費の削減を図ること（備品も同様）。</p> <p>○インターネットを最大限に活用することにより情報収集を行い、図書、追録、新聞など、あらゆる面において再検討し削減に努めること。</p> <p>○物品の調達にあたっては、「五泉市グリーン購入基本方針」に基づき、</p>

<p>食糧費 10 節 需用費</p>	<p>グリーン購入に努めること（備品も同様）。</p> <p>○必要性を再検討し、削減に努めること。</p>
<p>燃料費 10 節 需用費</p>	<p>○直近の燃料単価（令和元年 10 月後半分）により見積ること。</p>
<p>修繕料 10 節 需用費</p>	<p>○施設等の安全、適切な機能の維持に配慮し、現況を的確に把握して優先度の高いものから、年次的、計画的に要求を行うこと。なお、要求にあたっては、優先度の高いものから順に番号を付すこと。</p> <p>○施設等の修繕については、一時的に多大な費用を要することの無いように、計画的に行うこと。</p> <p>○職員対応が可能なものは、原材料費等を活用すること。</p>
<p>光熱水費 10 節 需用費</p>	<p>○過去の推移を考慮し、適正に年間所要額を見積ること。</p> <p>○各施設とも節約対策を検討し、工夫して節約に努めること。</p>
<p>印刷製本費 10 節 需用費</p>	<p>○市からのお知らせやPRは、最大限広報を活用すること。</p> <p>○印刷物や冊子、印刷原稿は内部で作成するなど、工夫して経費の削減に努めること。</p> <p>○過度な紙質やカラー印刷などを見直し、経費を削減すること。</p>
<p>役務費 11 節 役務費</p>	<p>○施設・車両保険料については、財政課からの資料により要求すること。</p> <p>○市民が参加するイベントや教室などの傷害保険は、市民総合賠償補償保険で対応すること。単独で加入する保険は、受益者負担を原則とする。</p>
<p>委託料 12 節 委託料</p>	<p>○施設管理委託料のうち、財政課で一括契約しているものについては、財政課からの資料により要求すること。なお、これらについても、要求書に「財政課通知」とせず、積算根拠を記載すること。</p> <p>○すべての委託業務について、必要性、業務内容、金額等、ゼロベースから見直して所要額を見積ること。</p> <p>○令和元年度当初予算額（<u>消費税引上げ分を含む</u>）を目標とした内容の見直しを行うこと。</p>
<p>備品購入費 17 節 備品購入</p>	<p>○予算の執行残による当初要求（個別要求）以外の購入は認めない。なお、故障等により執行が必要な場合は、財政課と協議すること。</p>

費	<p>○個々の備品の積み上げにより要求し、新規、更新、追加等の要求理由と優先順位を付すこと。</p>
<p>補助金、負担金 18 節 負担金、補助及び交付金</p>	<p>○積極的に整理を行い、「五泉市補助金交付基準」に基づき、限度額や要綱の失効期限を設けるなど要綱の整備を図り、全般にわたり抜本的に見直すこと。</p> <p>○各団体の繰越金や収支状況等を把握し、慣例的な要求をすることなく、適正な額の算定に努めること。</p> <p>○一部事務組合、協議会等に合理化を要請し、補助金や負担金が軽減されるよう積極的に働きかけること。</p> <p>○公益性や公平性、目的の達成度合などを十分検討し、積極的な整理、統合、縮小に努めたうえで、適切に見積ること。</p> <p>○必要性の検証や費用対効果、補助率の適正化などから、個々の事業について十分精査を行い、徹底した見直しを行うこと。また、奨励的な補助金の創設にあたっては、必要性を検討しあらかじめ終期を設定すること。</p>
<p>扶助費 19 節 扶助費</p>	<p>○今後も増加が見込まれることから、法令等に係るもの以外は見直しの対象とする。特に市単独事業については、社会情勢を踏まえたものであるか、市が行うべき行政水準として適当であるかについて検討し、廃止を含めて抜本的に見直しを行うこと。</p> <p>○財源を効果的に活用するために、事業効果の高い事業、緊急性の高い事業等を選別し要求すること。</p> <p>○事業の実施にあたり、国・県補助金など活用できる財源を十分研究し、確保に努めること。</p>
<p>投資的経費</p>	<p>○市債の発行は可能な限り抑制するので、市債を財源とする事業は必要最小限とすること。</p> <p>○市長の公約、重点施策に資する事業を優先とし、総合計画との整合性に留意して事業費の見積りを行うこと。なお、国・県補助金についても遺漏の無いように調査、検討すること。</p>
<p>その他</p>	<p>○単価や数量等は的確に把握し積算すること。</p> <p>○設備や機器の購入にあたっては、省エネ性能が高いものや、購入後の経費の軽減が図られるものを検討して選定すること。</p>